

青梅市森林整備計画(案)

～みどりに^{そま}もり^{もり}する森林づくり～



計画期間 [自 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
至 令和 18 (2036) 年 3 月 31 日]

青 梅 市

	目	次
I 計画の位置づけ		5～6
II 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項		
1 森林整備の現状と課題	7～8
2 森林整備の基本方針	8～9
3 森林施業の合理化に関する基本方針	9
III 森林の整備に関する事項		
第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
1 樹種別の立木の標準伐期齢	10
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10～11
3 その他必要な事項	11
第 2 造林に関する事項	11～12
1 人工造林に関する事項	12～13
2 天然更新に関する事項	14～15
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	15～16
4 森林法第10条の9第4項の規定にもとづく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準	16
5 その他必要な事項	16
第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法 その他間伐および保育の基準	16
1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法	16～17
2 保育の種類別の標準的な方法	17～18
3 その他必要な事項	18～19
第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	19
1 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法	19～22
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法	22～23
3 その他必要な事項	24
第 5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項	24
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	24
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5 その他必要な事項	24
第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4	その他必要な事項	25
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 26			
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項	26
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	26
3	作業路網の整備に関する事項	26～28
4	その他必要な事項	28
第8 その他必要な事項 28			
1	林業に従事する者の養成および確保に関する事項	28
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28～29
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
IV 森林の保護に関する事項			
第1 鳥獣害の防止に関する事項 30			
1	鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	30
第2 森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 30			
1	森林病害虫等の駆除および予防の方法	30～31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31～32
V 森林の保健機能の増進に関する事項			
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	32
4	その他必要な事項	32
VI その他森林整備のために必要な事項			
1	森林経営計画の作成に関する事項	32～33
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	35
資料編 36			

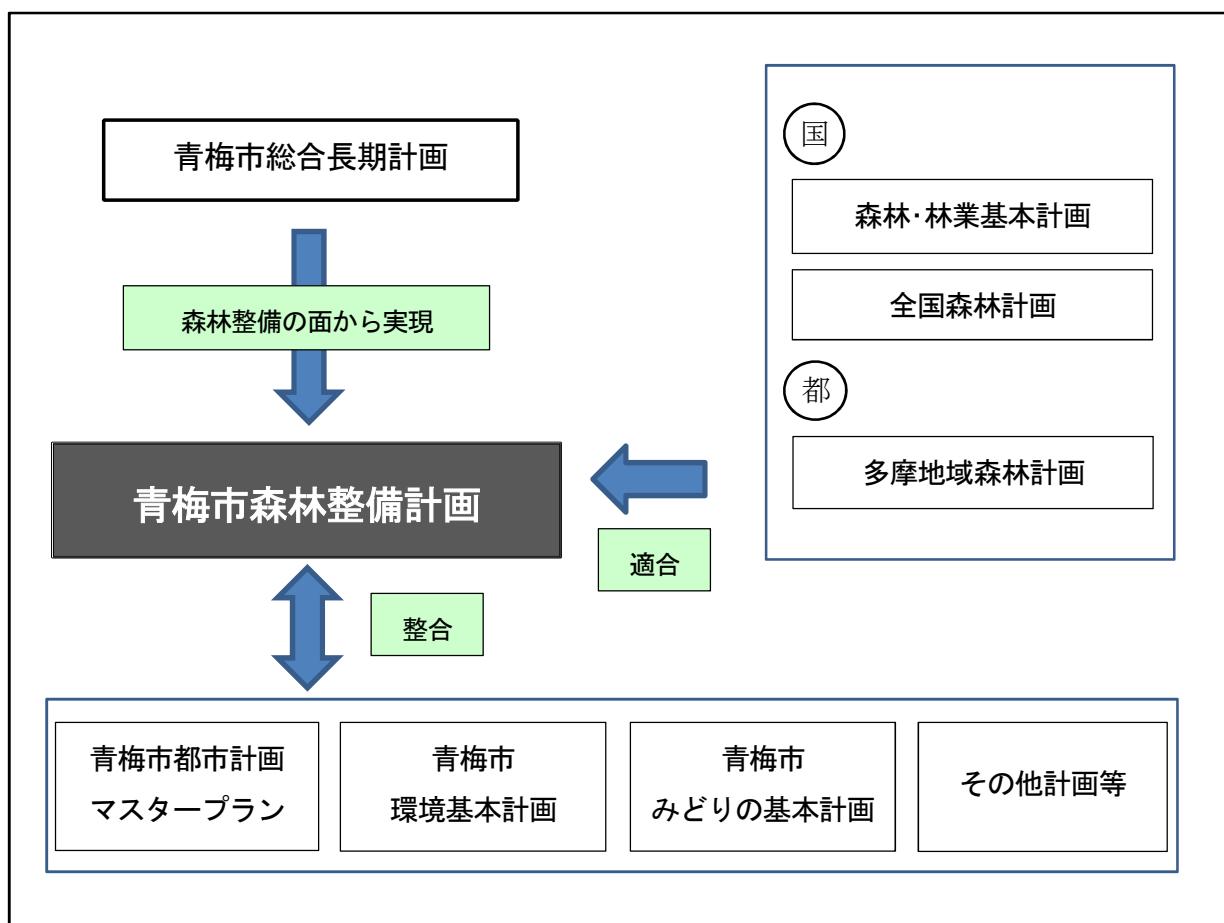
I 計画の位置づけ

「青梅市森林整備計画」は、本市における健全な森林施業を推進していくため、森林法第10条の5にもとづき、「多摩地域森林計画」に定める、森林施業の基本的な事項を基準および指針等の規範とし、5年ごとに10年を一期とした計画とします。

木材の成長年である50年以上の長期的な展望が必要であることから、前計画期間における森林施業の検証を行い、林業の現状や課題を踏まえた森林施策の方向性を示し、ゾーニングや、造林から伐採までの森林施業の規範等について、令和8（2026）年4月1日から令和18（2036）年3月31日までの10年間を期間とする計画を策定します。

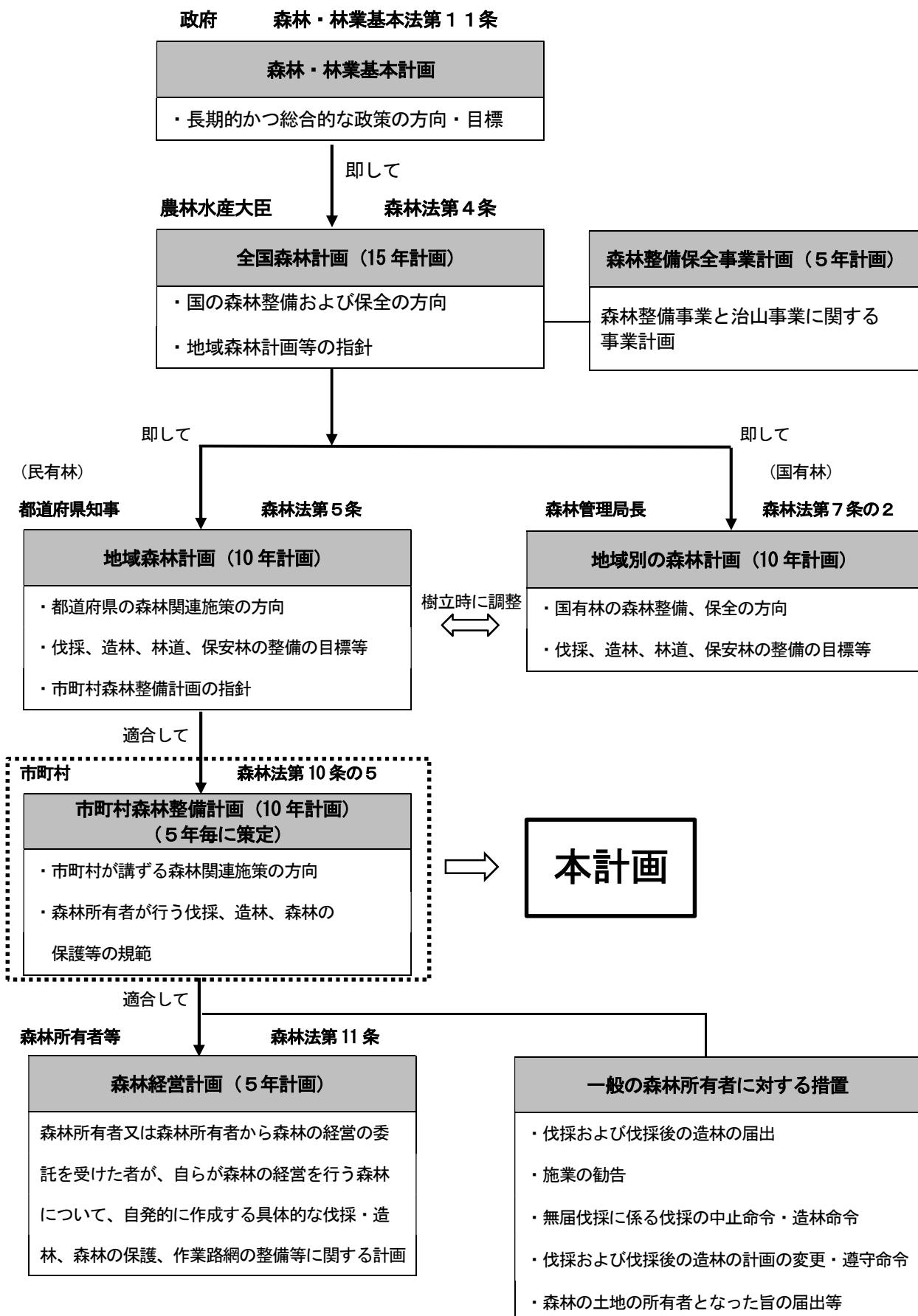
また、本計画の策定においては、「青梅市総合長期計画」を森林整備の面から推進し、「青梅市都市計画マスターplan」「青梅市環境基本計画」「青梅市みどりの基本計画」、その他の関連計画との整合も図った計画とします。

青梅市森林整備計画の位置づけ



森林計画制度の体系図

(出典: 林野庁)



II 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 現 状

青梅市は、東京都の西部に位置しており、東京都と山梨県に連なる関東山地が平野部に隣接する扇状台地上にあり、東は羽村市、瑞穂町、埼玉県入間市に接する平坦部であり、南はあきる野市、日の出町に、西は奥多摩町に、北は埼玉県飯能市に接する山間部で構成されている。

市の西部は、秩父多摩甲斐国立公園区域となっており、御岳山や御岳渓谷などの観光地を有し、景観は非常に優れている。

また、市の中央部には多摩川が、北部には荒川水系に属する成木川、黒沢川などが西から東へ流下しており、これらの流域を中心として森林および市街地が形成されている。

本市の総面積は 10,331 ヘクタールで、そのうちの約 63 パーセントにあたる 6,462 ヘクタールは森林である。

森林の現況を見ると、竹林を除いた立木地の面積 6,418 ヘクタールに対し、天然林面積は 1,692 ヘクタール、人工林面積は 4,726 ヘクタールであり、人工林率は 74 パーセントとかなり高く、人工林のほとんどはスギ・ヒノキで占められている。

樹種別資源構成は、スギが 3,295 ヘクタール (51 パーセント)、ヒノキが 1,371 ヘクタール (22 パーセント)、その他が 1,752 ヘクタール (27 パーセント) である。また、スギ・ヒノキ人工林のうち、50 年生以上の林分が約 8 割を占めている一方で、20 年生以下の若い林分はごくわずかである。

所有形態別にみると、6,105 ヘクタールが私有林であり、森林面積の 94 パーセントを私有林が占めている。

(2) 課 題

ア 本市の課題

木材価格の長期にわたる低迷により、木材の販売額では、伐採搬出費用の採算性の確保が困難な状況から、切り捨て間伐が主となり、その林地残材の活用も課題となっている。

また、林業従事者の高齢化による担い手不足、相続などにより境界不明により放置される森林や、所有者が不明な森林が増加していることから、森の担い手の育成、森林経営管理制度等を活用した森林整備を推進していく必要がある。

適正な森林整備を推進していくために、「山地災害防止/土壤保全」・「水源のかん養」・「保健・文化」など、森林の持つさまざまな「公益的機能」も重視し、財源の確保や林業従事者を含む森の担い手の確保を図ることが喫緊の課題である。

また、シカやイノシシによる立木被害が深刻化しており、獣害に対する有効な対策を講じることが大きな課題の一つである。

さらに、最近著しく増加して深刻な社会問題となっている花粉症についても、大気汚染等の複合的な要因も指摘されているが、スギ花粉も原因の一つとされている。これについては、人工林の伐採が停滞し、スギ花粉を多く発生する 20 年以上のスギ林が増えたことも要因の一つであり、

スギ林の計画的伐採等、花粉発生量の減少を求められている。

イ 森林環境譲与税の活用

これらの課題に対し平成31年4月に森林環境税および森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日号外法律第3号）が施行され、森林環境譲与税を次の施策の財源として活用できることから、本市の課題に沿った活用について森林整備推進協議会とも協議をしていく。

(ア) 森林の整備に関する施策

森林経営計画の推進、森林経営管理制度、ICT林業への支援策、林道・作業道の整備他

(イ) 森林の整備を担うべき人材の育成および確保

森の担い手育成、林業家の育成・支援策他

(ウ) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林環境教育、カーボンオフセット等のCO₂削減施策他

(エ) 木材利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

林地残材の有効活用、地元産材加工品の利用促進、木材製品の公共施設等への活用他

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針葉混交林化、天然力も活用した施業、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等の花粉発生抑制対策の推進など機能に応じた適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持造成を推進するものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

東京都が策定した多摩地域森林計画を基本とし、地域の森林資源構成等を踏まえ、水源かん養、山地災害防止／土壤保全、保健文化の3つの公益的機能とその他の機能（木材生産機能）のタイプごとに機能を發揮させた森林整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

丘陵地の活用や尾根線、多摩川沿いの崖線などの森林整備については、「青梅市都市計画マスタープラン」および「青梅市みどりの基本計画」との整合性を図る中で、自然環境の保全に配慮しつつ、活用を図っていくものとする。

また、森林所有状況の詳細調査を行い、これにもとづき森林整備計画の見直しを実施していく。

これを実現するために、1の(2)の中で記述したとおり、林業の採算性が困難な状況の中で「公益的機能」に視点を置いた財源の確保や、森林所有者の生産コストの低減を図ることが重要である。

機能別の森林整備の方向

森林の機能区分	説明	区域
水源かん養機能維持増進森林	水源かん養機能を重視すべき森林（間伐・保育の適正な実施、天然下種更新等も活用した混交林施業や広葉樹への樹種転換、未立木地への植栽、主伐の小規模化と分散化を指導していく。）	18 林班ほか林班 4, 141. 24 ヘクタール
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	山地災害防止／土壤保全機能の発揮を重視すべき森林（地形・地質を考慮した上で林地の裸地化の縮小、回避を図り、天然力も活用した施業と土砂流出、山地災害の防備の機能が発揮されるよう、指導していく。）	13 林班ほか林班 885. 6 ヘクタール
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の発揮を重視すべき森林（動植物の生息・生育区域の保護、里山・景観地・ハイキングコースなどの環境の保全、宅地開発など生活環境との調整を指導していく。）	1 林班ほか林班 1, 435. 08 ヘクタール
木材生産機能維持増進森林	木材生産機能の発揮を重視すべき森林（間伐・保育の適正な実施、長伐期施業や複層林施業を指導していく。）	78 林班ほか林班 524. 76 ヘクタール

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東京都、青梅市、森林所有者、森林組合、森林整備推進協議会などで相互に連絡を取り、対策を協議しながら、森林施業の共同化や林業後継者の育成、高性能林業機械の導入促進による作業の効率化およびコストの低減に努め、森林経営計画制度および森林経営管理制度等の活用により、長期の展望に立った林業の諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

III 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針にもとづき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢および森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

樹種 地域	針葉樹				広葉樹			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天 然下種によ り生育	主として ぼう芽に より生育
本市全域	35年	40年	35年	40年	55年	65年	15年	10年

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法および集材方法を踏まえ、現地に適したものとする。

(1) 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件、地域の林業技術体系および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意の上、実施するものとする。

ア 自然条件および公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止および風致の維持、渓流周辺ならびに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

イ　主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の發揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化および長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ　伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(2) 拝伐

拝伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意の上、実施するものとする。

ア　点状（単木）・帶状又は群状拝伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率を行い、材積に係る伐採率30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率および繰り返し期間によること。

イ　漸伐または小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

ウ　小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

エ　天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

オ　ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

3 その他必要な事項

青梅市内において、シカ被害発生の可能性がある地域の伐採に際しては、生息状況や被害状況を踏まえ、伐区の小規模化、伐採箇所の分散化や主伐を一時的に控える等、シカ被害により林地が裸地化することがないよう十分配慮した対応を図ることとする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るために、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて、人

工造林または天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、スギ、ヒノキの針葉樹のほか、広葉樹からその林地に最も適する造林樹種とする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選定するものとする。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ等	ケヤキ、カエデ、コナラ、ヤマザクラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は、次によるものとする。

なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることする。

ア 人工造林の樹種別および仕立ての方法別の植栽本数

(ア) 育成单層林施業

人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の植栽本数および施業体系等を勘案して定めるものとし、スギ、ヒノキ等について下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

人工造林の樹種別および仕立て別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数
スギ、ヒノキ	中仕立て	2,000～3,000本／ha
広葉樹		1,000～3,000本／ha

植栽本数については、林業普及指導員と協議を図り、植栽地の現状に則した適正な本数を植栽することとする。

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

(ア) 育成単層林施業

① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件および既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地などの崩壊の危険のある箇所については、生木棚地拵えを行うなど、林地の保全に努める。
植付け方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月から6月を標準とするが、環境と樹種により秋植えも可能とする。

② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

(イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壤等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が計られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とし、将来その林分において高木となりうる以下の樹種とする。

天然更新の対象樹種

樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)
アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」にもとづき、以下のとおり定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(針葉樹) アカマツ	① 5年生の広葉樹の期待成立本数はおおむね10,000本／haとする。 ② 天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数(ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物〈ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等〉の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業または植栽により更新を行うものとする。 ③ 引続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数(ただし更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物〈ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等〉の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。 ④ 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。 ⑤ 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。
(広葉樹) クヌギ	
コナラ	
ケヤキ	
ヤマザクラ	

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物)に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10cm	40cm	50cm
50cm	100cm	150cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3~4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。

イ その他の天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する指針」にもとづき、前述のアの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する指針」にもとづき、森林の有する公益的機能の維持および早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年間以内とする。

また、この期間を踏まえた上で、本数および樹高により確認するものとし、その基準は前述のアの(ア)および(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害および鳥獣害などの被害の発生状況、近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
スギ、ヒノキなどの人工林全ての区域	主伐後は必ず植栽するものとする。

ただし、(1)の基準を踏まえ天然更新が見込まれる区域は除く

4 森林法第10条の9第4項の規定にもとづく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林にかかる対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタール当たり10,000本とする。

5 その他必要な事項

「森づくり推進プラン」に定める森林の区分においては、区分設定の考え方従い、次のとおり造林の考え方を定める。

区分	造林の考え方
生産林	木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成单層林として維持する森林および植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、原則として人工造林を実施する。
保全林	原則として天然更新を実施するが、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林および植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を実施する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法その他間伐および保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 育成单層林施業

林冠がうつ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木および衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。

ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

ア 標準的な間伐の回数および時期

標準的な間伐の回数および実施時期については、次のとおり定めるものとする。

種別	施業種別	齢級(※)												備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
スギ	短伐期				←	→								おおむね 3回実施
	長伐期				←	→								おおむね 5回実施
ヒノキ	短伐期				←	→								おおむね 3回実施
	長伐期				←	→								おおむね 5回実施

(※) 齢級とは、林齢を5年ごとにくくったもの。人工林では植栽時を1年と数え、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、11～15年生を3齢級・・・と数える。

イ 間伐率

間伐率は本数率で30パーセントを標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

ウ 平均的な間伐の間隔

標準伐期齢以上の林齢においても必要に応じて間伐を行うこととし、平均的な間伐の間隔は、標準伐期齢未満10年、標準伐期齢以上15年とする。

(2) 育成複層林施業

植栽型の森林については、育成单層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ちおよび除伐とし、立木の生育促進および林分の健全化を図るものとする。

なお、保育の作業種別の標準的な方法については次のとおりとする。

(1) 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切り									○	○	
枝打ち									○	○	
除伐									○		

(2) 育成単層林施業

ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、また、上記表に限らず実施時期や回数の見直しも含め、作業の省力化・効率化に留意し、適切な時期および作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類および植生高により判断すること。

イ つる切り

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。

また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

ウ 枝打ち

枝の切断作業に当たっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うこととする。

エ 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮および将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

(3) 育成複層林施業

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは育成単層林における施業に準じて行うものとすること。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとすること。

3 その他必要な事項

上記の1または2の「標準的な方法」に従って間伐または保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、以下の方法等により間伐または保育を行うものとする。

(1) 間伐

間伐が十分実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年間程度とし、間伐を実施するものとする。

(2) 下刈り

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さがおおむね1.5倍程度になるまで、追加して行うものとする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ立木の生育に支障をきたさないよう実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源かん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止および土壤の保全機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林ならびに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林とする。

水源かん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域を表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

水源かん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能の区域においては伐期齢を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、その下限を次のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

樹種 地域	針葉樹				広葉樹			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育	
本市全域	45年	50年	45年	50年	65年	75年	25年	20年

また、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

水質の保全または水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源かん養機能）	次の条件のいずれかに該当する森林						
	① 地形について	a	標高の高い地域	b	傾斜が急峻な地域	c	谷密度の大きい地域
		d	起伏量の大きい地域	e	渓床または河床勾配の急な地域	f	掌状型集水区域
	② 気象について	a	年平均または季節的降水量が多い地域	b	短時間に強い雨の降る頻度が高い地域	③ その他	大面積の伐採が行われがちな地域

(2) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流失、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班または準林班単位で面的に設定するものとする。また、土壤保全機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林は、林班または準林班単位で面的に設定または林小班等特定の区域でも設定するものとする。

なお、その区域については、表1により定めるものとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
該当なし

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する渓畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班または準林班単位等で面的に設定または林小班等特定の区域で設定するものとし、表1により定めるものとする。

- (イ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。

また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図ることとする。

なお、それぞれの森林の区域を表2により定めるものとする。また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については以下のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種 地域	針葉樹				広葉樹			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育	
本市全域	56年	64年	56年	64年	88年	104年	24年	16年

※森林經營計画が認定されている場所もしくは、林業循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行いう場所においてはこの限りではない。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地または道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林
	① 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水または地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

	<p>② 地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯または断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 <p>③ 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地からなっている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。
生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
自然環境の保全および形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 湖沼、ばく布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの ③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④ 希少な生物の保護のために必要な森林（択伐に限る）

2 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林とし、その区域を表1により定めるものとする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たすまたはこれに準ずると認められ、木材等生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

- ア 林班の面積のうち人工林が過半を占める
- イ 林班の傾斜区分の平均が緩または中である
- ウ 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を増進する

ことを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

【表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	18～26、28～47、49～57、59、60、62、65、66、68～71、74～89、91、94～97、109～114、116～122、135、136	4,141.24
土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	13～17、27、48、61、63、64、67、72、73、90、92、93、115	885.6
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	1～12、58、98～108、123～134、137	1,435.08
その他の公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	78～88	524.76
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※上記の森林の区域については、付属資料の青梅市森林整備計画概要図(1)に図示する。

【表2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	18～26、28～47、49～57、59、60、62、65、66、68～71、74～89、91、94～97、109～114、116～122、135、136	4,141.24
長伐期施業を推進すべき森林	14～17、27、61、63、67、72、73、90、92、93、115	765.11
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1～12、58、98～108、123～134、137
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	13、48、64
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

※森林經營計画が認定されている区域もしくは、林業循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う区域においてはこの限りではない。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市では保有山林規模 5 ha未満の零細な森林所有者が多いことから、意欲と能力のある林業経営者や森林所有者等へ施業や経営の受委託を進めることにより、集約化を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供および助言・あっせんなどを推進し意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及および定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化を図るなど森林管理の適正化を図るものとする。

また、森林経営計画の作成指導や施業実施協定の締結等を支援する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施するにあたって、森林の施業や保護に関する事項等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林面積のうち約7割が保有山林規模5ヘクタール以上の経営体に所有されているものの、森林所有者数では保有山林規模5ヘクタール未満の零細な森林所有者が大部分を占めている。そこで、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合および森林所有者など地域ぐるみでの森林施業を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画の共同作成者全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行うか、あるいは意欲ある林業事業者などへの共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者が共同で行うこと。
- (3) 共同作成者のうち施業などの共同化につき遵守しない者がいた場合、他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務などを明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

※急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規定(昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知)または林業専用道作設指針(平成22年9月4日付22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針、(平成23年4月1日付22産労農森第527号)により開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

多摩地域森林計画に定めている基幹路網のうち本市における計画を下記に示すとともに林道計画図に図示する。

表2

単位 延長：km 面積：ha

開設 /拡張	種類	区分	位置(字)	路線名	延長	利用区域面積	前半5年間の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	小曾木	荒田	0.4	53		青-1	
開設	自動車道	林道	二俣尾	石神入	0.4	88	○	青-2	
開設	自動車道	林道	成木	伏木	0.2	11		青-3	
開設	自動車道	林道	黒沢	滝の沢	0.2	42		青-4	
開設	自動車道	林道	梅郷	肝要	0.2	30		青-5	
開設	自動車道	林道	二俣尾	平溝	0.2	115		青-6	
開設	自動車道	林道	柚木町	天狗岩	0.5	51		青-7	
開設	自動車道	林道	梅郷	天神入	0.3	27		青-8	
開設	自動車道	林道	成木	常盤	0.4	184	○	青-9	
開設	自動車道	林道	成木	岩茸石山	1.2	186	○	青-10	
			計	10路線	4.0	787			
/開設 /拡張	種類	区分	位置(字)	路線名	箇所数	利用区域面積	前半5年間の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	二俣尾	石神入	1	88		青-1	
拡張(改良)	自動車道	林道	柚木町	大入	1	217		青-2	
拡張(改良)	自動車道	林道	成木	なちやぎり	5	134	○	青-3	
拡張(改良)	自動車道	林道	成木	常盤	1	184		青-4	
拡張(改良)	自動車道	林道	成木	栗平	1	67		青-5	
拡張(改良)	自動車道	林道	成木	高土戸入	1	104	○	青-6	
拡張(改良)	自動車道	林道	御岳	夏沢	1	149		青-7	
			計	7路線	11	943			
開設 /拡張	種類	区分	位置(字)	路線名	延長	利用区域面積	前半5年間の計画箇所	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	成木	なちやぎり	0.7	134		青-1	
拡張(舗装)	自動車道	林道	成木	常盤	0.7	184		青-2	
拡張(舗装)	自動車道	林道	成木	高土戸入	0.7	104	○	青-3	
			計	3路線	2.1	422			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁官通知)

「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付8林野基第158号林野庁官通知)等にもとづき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付林整整第656号林野庁官通知)および東京都が定める森林作業道作設指針(平成23年4月1日付22産労農森第814号)により開設するものとする。

なお、作業路網の整備にあたっては、従来切り捨てされていた間伐材を搬出し有効活用することを基本に森林所有者ならびに林業事業体等と協議し整備について検討する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

本市の林家の大部分は零細所有者であり、全国的に木材価格が低迷する中、林業のみで生計を維持することは非常に困難である。

したがって、森林組合等林業事業者や森林整備活動を行う民間団体等と連携し、森林施業の共同化等を通じて林業の合理化を進め、林道・作業路整備等による生産コストの低減と作業の軽減化を推し進めることで、労働環境の改善を図り従事者の養成と確保に努める。

(1) 林業労働者、林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体の安定した雇用体制を維持するため、各種事業の受委託の拡大により就労の安定化を図るとともに、国や都の関係団体と連携し技術習得の研修等により従事者の育成を促す。

イ 林業後継者などの育成

林業後継者の育成のため、林業経営者や森林整備活動を行う民間団体等と連携し、担い手育成事業などの補助施策を活用して、林業技術などの習得を図る。

(2) 林業事業者の体质強化方策

森林組合等林業事業者における林業労働者の育成に努め、雇用関係の明確化および雇用の安定化による労働条件の改善、施業の共同化による受注体制の整備、事業量の拡大を図ることにより、就労の安定化、近代化に努め、経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の人工林の約8割は、一般的な主伐期である50年生を超えて、本格的な利用期を迎える。

しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道などの基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

林業従事者の減少および高齢化の中で、森林施業の合理化を図るためにには、林内作業車などの導入による機械化は必要不可欠である。

このことから、生産性の向上、作業の軽減および生産コストの低減を図るために、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入を検討するものとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスター
造材	市内一円	チェーンソー	チェーンソー、簡易プロセッサ
集材 (搬出)	市内一円	林内作業車、小型集材機	林内作業車、小型集材機、タワーヤード、フォワーダ他
造林・保育など	地拵え	チェーンソー、人力	チェーンソー、人力、機械化
	植栽	人力	ドローンによる苗等の運搬
	下刈り	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	人力、機械化の検討

(3) 林業機械化の促進方策

- ア ハーベスター、プロセッサおよびタワーヤードなどの高性能機械の活用
- イ 多摩地域の森林の特徴である、急傾斜な地形に対応する小型の林業機械の活用
- ウ 搬出間伐を推進するため、林内作業車、集材機などの導入や省力化を図る搬出・搬送システムの新しい技術の研究
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、東京都および東京都森林組合等が実施する研修会などへの積極的参加およびＩＣＴ技術を活用したスマート林業の研究

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

生産された木材は、主に多摩木材センターに出荷されているが、その他にも近隣の木材市場などへも出荷されており、今後の利用が拡大するよう普及啓発に努める。

特用林産物のうち、シイタケは西多摩地域内でも生産量が多いことから、経営の安定化を図り、市場および直接施設への安定した供給を図るために、栽培の施設化・機械化を推進する。

また、特用林産物であるきのこ類の原木ほだ木での生産により、ほだ木供給源となる広葉樹林の整備を推進し、ぼう芽更新による里山再生および農業振興施策を推進する。

IV 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積 (ha)
ニホンジカ	17～97、106～118、123～125、 135～137	4,970.58

※上記の森林の区域については、付属資料の青梅市森林計画概要図(2)に図示する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を単独または組み合わせて推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被害防止対策を実施するものとする。

また、シカ等獣害動物の生体について情報収集し、適切な獣害防止方法を検討する。

イ 捕獲

東京都獣害対策基本計画および第2種シカ管理計画にもとづき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内において、1の(2)に定める被害防止対策を実施している箇所については、現地踏査の実施、関係行政機関や林業事業体との意見交換等により、被害状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除および予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除および予防の方針および方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。

マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツまたは他の樹種への転換を図ることとする。

抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壤等の自然条件に適合したもの導入することとする。

ナラ枯れ被害については、ナラ枯れ危険木伐採費用補助金を創設し、安全の確保に努めているところであるが、関係機関と情報共有を行い、今後も継続的に被害対策に努めることとする。

また、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

東京都では、本市の127林班2準林班の一部を高度公益機能森林に指定した。

これに伴い、東京都の補助を受け、森林病害虫防除事業による樹幹注入、伐倒駆除・衛生伐を業者委託により実施し、マツクイムシの被害の拡大防止に努めているところであるが、森林所有者などに対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながら、その防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進し、被害対策に努めるものとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

4 森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除のため火入れを実施する場合は、火入れ地の周囲の現況、防火設備の計画、気象状況の見通し等により、周囲に延焼のおそれのない場合に、森林法21条にもとづき市長の許可を得て行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在（林班）	伐採を促進すべき理由	備考
21-1	103-3	
105-1	122-2	
123-2	124-1	
127-2	137-2	伐倒駆除を行い、玉切・枝払い後に薬剤を散布する。

※ただし、病害虫の蔓延のために、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合などについては、ここに定める森林以外の森林であっても伐採することとする。

(2) その他

入山者の多い地域を対象に森林法の違反行為への監視や指導および林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

V 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全および森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意見等を踏まえて行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

VI その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定にもとづく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
成木1～6丁目地区	59～61, 74～76, 89～97	638.64
成木7～8丁目地区	62～73, 77～88	1,192.67

富岡、小曾木、今井地区	98～105, 119～122, 126～134	678.46
黒沢、青梅地区	106～118, 123～125, 135～137	761.72
二俣尾、沢井地区	27～46	967.09
御岳地区	47～58	819.23
梅郷、柚木地区	17～26	590.19
畠中、和田地区	1～16	812.78

※上記の区域については、付属資料の青梅市森林計画概要図(3)に図示する。

(2) その他

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項およびIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

林業従事者が、地域に根付いた施業活動ができるよう支援を行う。

特に、移住または定住し、林業施業へ就労を希望する者には、移住定住の施策や補助制度などの情報提供を行い、安定した生活環境の整備を支援する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の循環を円滑に促進するため、地域産材である多摩産材の普及PRを図り、「青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、地元産材の公共施設および民間での利用拡大を推進する。

また、地域の「木材の循環利用」を促進させ、産業としての林業の活性化を図るため、地域における森林資源や施設の整備状況を踏まえながら、地域ごとに木材生産者、製材工場、工務店等が連携した流通体制の整備を進めるとともに、一般住宅への多摩産材の活用を推進するようなシステムづくりを検討する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山や森林環境保全地域については、東京都の「東京における自然保護と回復に関する条例」において定められており、森林とのふれあいの場として、また、環境教育や健康づくりの場としての快適な生活環境や優れた自然景観の保全・創出に配慮した整備を図っていく必要がある。

その一方で、都市計画にもとづく開発と調整を図る必要があり、「青梅市都市計画マスター プラン」および「青梅市みどりの基本計画」との整合性を図り、森林所有者や地域住民との連携・協力の下で、一般市民や森林ボランティアの参画による森林づくりを推進していく。

その他、薪炭等の利用がされなくなり荒廃した里山等については、民間との連携も視野に入れた総合的な利活用と同時に整備を図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森の担い手育成講座等の開催や森林整備・木材利用の意義を学ぶ機会の場を増やし、森の担い手育成講座の受講修了者や地域の森林整備の活動を行っている民間団体などと協力し、地域住民参加型の事業を実施していく。

また、山林資源活性化に向けた林業就業者創出のしくみづくりを支援し、地域資源を生かした適切な森林整備を進めるための森づくり、人づくりに取り組む。

(2) 川上と川下（木材の生産から利用まで）の連携による取組みに関する事項

市広報・ホームページ等を利用し、森林関係の情報を積極的に発信し、森づくりへの関心を高めることにより、森林資源の活用、保全および地域振興を推進する。

森林整備や森の担い手育成に関して、交流協定等を締結している地方自治体との連携による森林整備および森林活用についても推進する。

(3) 広く市民に開かれた森林の整備および利用の推進方策

森林の整備に関する森の担い手育成事業を推進するとともに、企業との連携による「企業の森」など一般市民による市民参加型の森林づくりやボランティア団体による森林の整備について、積極的に推進する。

市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、木材と触れあえる環境づくりや実際に手にとって体験することで木材の利用の普及を目的とした事業の実施を行う。

地元産の木材を安定調達することで、公共施設の木質化等への地元産材の活用を推進するための方策を検討する。

また、観光面での誘致や市民等の健康志向によるニーズに応えるため、森林浴等、森林の持っている機能を有効に活用し森林の保健文化機能の充実を図り、市の施設である「青梅の森」や「風の子・太陽の子広場」を活用し、市内で活躍する人材を講師とした講座を実施する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度は、伐採・保育などの適切に管理されていない森林の所有者に対して、今後の森林整備に対する意向を調査し、林業経営の適否を判断した上で、林業経営に適する森林については、意欲と能力がある林業事業体に委託をする。

林業経営に適さない森林については、市が自ら整備し森林環境の保全に努めていく。

森林経営管理制度の本格的な運用を目指し、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までをモデル期間とし、意向調査を実施した地区から森林素図の作成を行い、その結果を基に、境界明確化の促進・森林資源量の調査（搬出時使用する林道の状況把握や修繕等の改善）・集積計画策定の見込みなどを検討し、森林整備実施を推進する。

また、他の森林整備施策も有効活用し、健全な森林管理を長期的展望から熟慮し、森林所有者の意向を踏まえた森林整備を推進する。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、東京都などの指導機関、森林組合等林業事業者との連携をより密にし、普及・啓発、経営意欲の向上に努めることにより、自伐林家や地域住民、ボランティア、N P O等の多様な主体による森林資源の利活用等森林施業の合理化を推進する。

また、急峻な地形、小規模な所有形態など市の森林・林業の現状を考慮した低コスト林業について、東京都と協力し、調査・研究を図るとともに木材の需要拡大に努める。

(2) 市有林の整備

市では、143.32ヘクタールの森林を所有しており、人工林については、森林組合等に委託し、保育・間伐などの整備に努めていく。

また、多様な主体による森林整備の推進に当たり、市有林を林業の研修地や地域資源の利活用を目指すための実験地、森林環境教育、自治体間連携およびカーボンオフセットなどの事業用地として提供していくことを検討する。

(3) 森林の多面的機能の発揮を図る観点からの地域の活性化等に関する基本方向

森林の公益的機能の発揮能力の高い広葉樹の造林・育成を図るため、国や東京都の補助などの財源の確保を働きかけ、御岳地区や御岳山地区、多摩川崖線、居住地周辺の里山、市内のハイキングコース沿いなどの森林を整備していく。

また、森林は観光資源としても重要な役割を担っていることから、景観地などについて特に広葉樹化を推進していく。

なお、皆伐後の植栽については、針葉樹、広葉樹の植え分けを図るため、東京都と協力しながら、森林所有者に対して積極的な周知を行う。

(4) 森林の土砂流出等の防止

適正な伐採や保育が実施されず、土砂の流出や崩壊などの災害が発生するおそれがある場合には、関係機関と情報共有するとともに、森林経営管理法第42条第1項にもとづき災害等防止措置命令を適用し適切に森林整備を実施する。

『資料編』

出典：青梅市みどりの基本計画

緑を守る場所の中に都市緑地法にもとづく特別緑地保全地区と東京都の自然保護条例にもとづく保全地域があり、本市では5か所が指定の対象となっている。

【都市緑地法第12条】

特別緑地保全地区	位置	面 積	植 生
第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区	市域中央部立川段丘の段丘崖	1.0ha	コナラ、モウソウチク、スギ、ヒノキほか
第2号青梅の森特別緑地保全地区	市域北東部加治丘陵の西端部	91.7ha	スギ、ヒノキ、コナラほか

【東京都自然保護条例第17条】

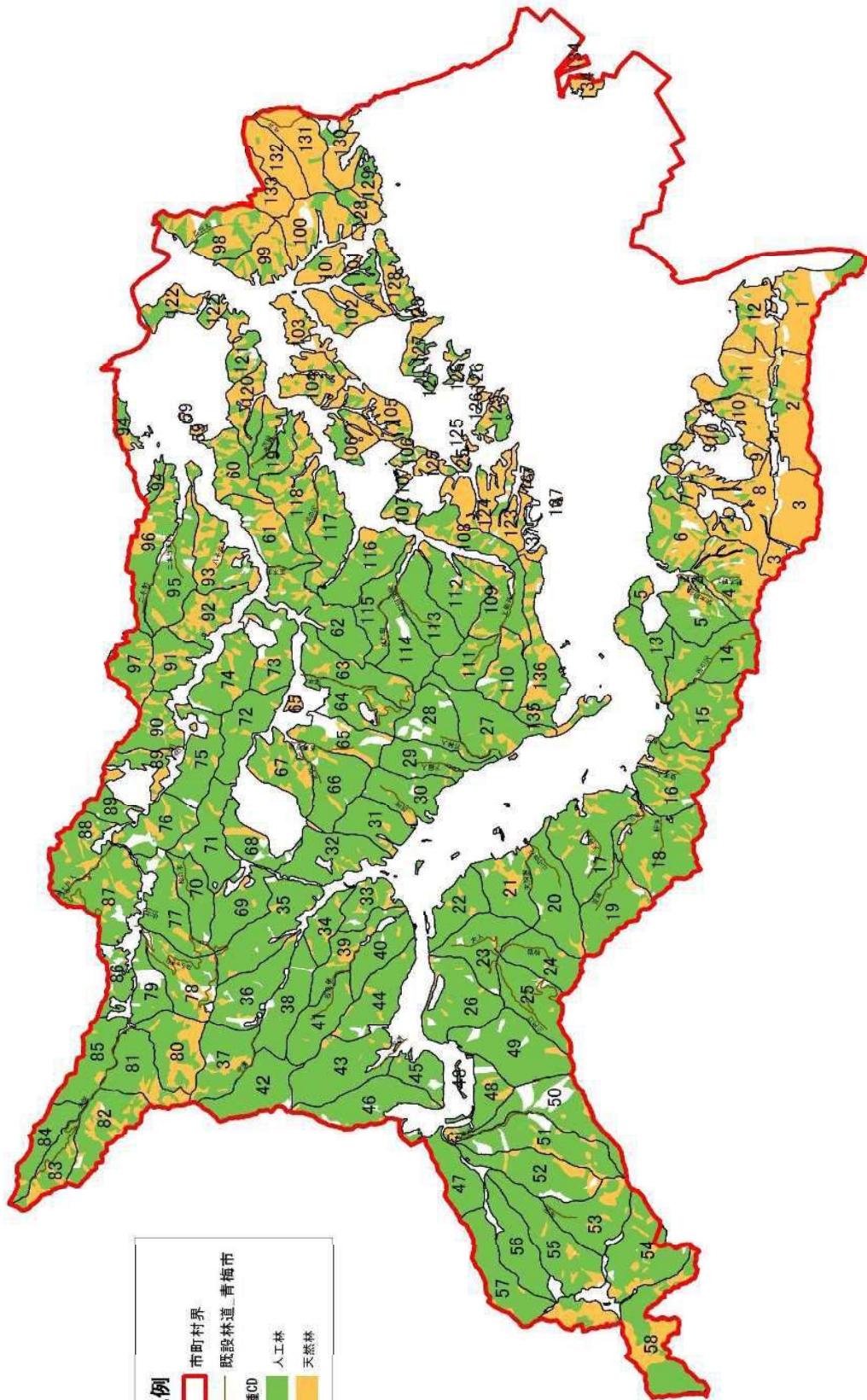
東京都の保全地域	位 置	面 積	植 生
勝沼城跡歴史環境保全地域	市域北東部加治丘陵の南端	12.1 ha	スギ、ヒノキ、コナラ、クリほか
青梅上成木森林環境保全地域	成木7丁目	22.8 ha	スギ、ヒノキ、ミズナラ、コナラほか
立川崖線緑地保全地域（一部）	千ヶ瀬町1丁目、千ヶ瀬町6丁目	1.0 ha	スギ、ヒノキ、コナラほか

青梅市の人工林・天然林分布図

1:50,000



凡例	
市町村界	既設林道-青梅市
人工林	天然林
林種CD	

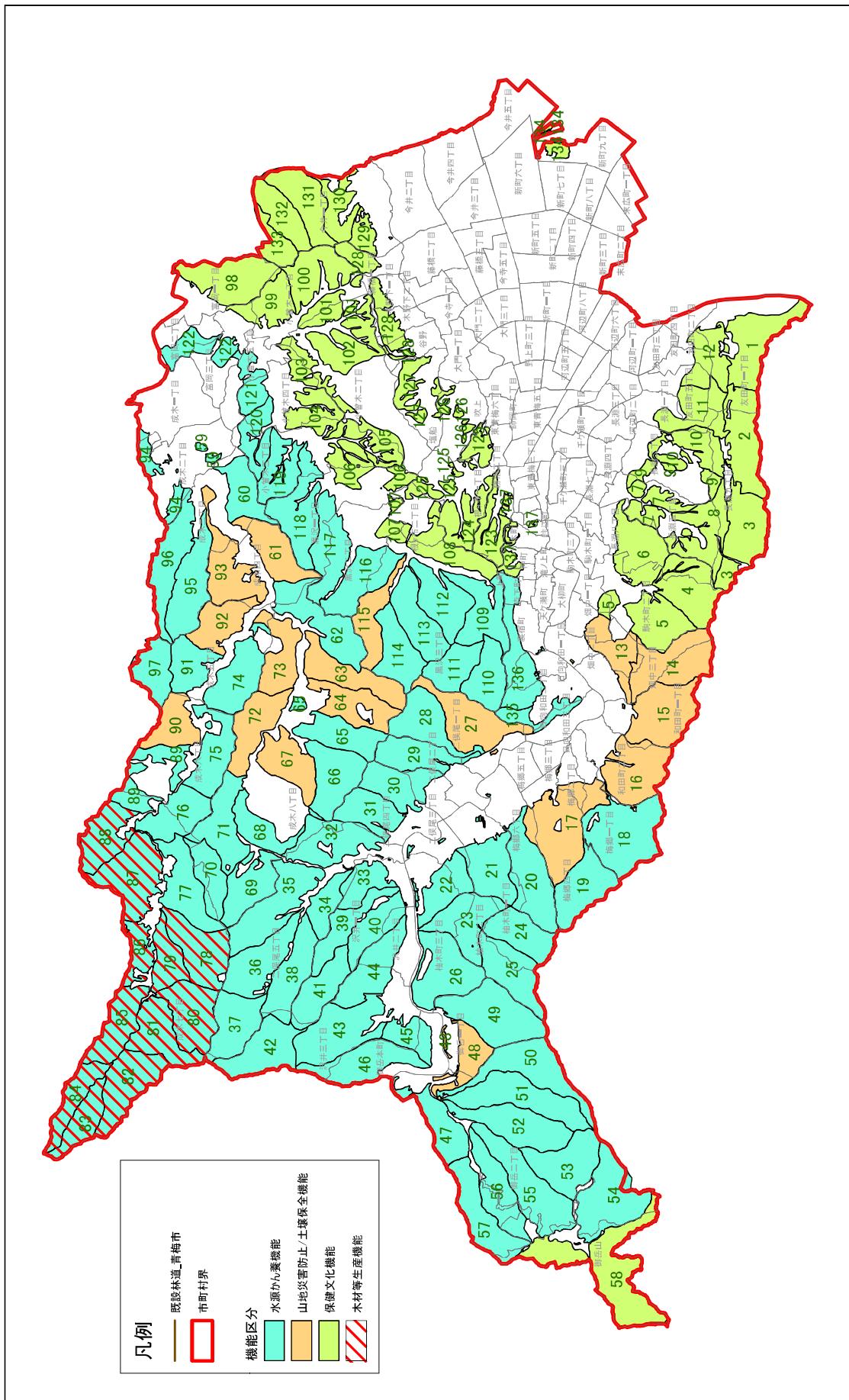


青梅市森林整備計画概要図（1）
(公益的機能別施業森林の区域)

1:50,000

(縮尺はA3判印刷時)

N



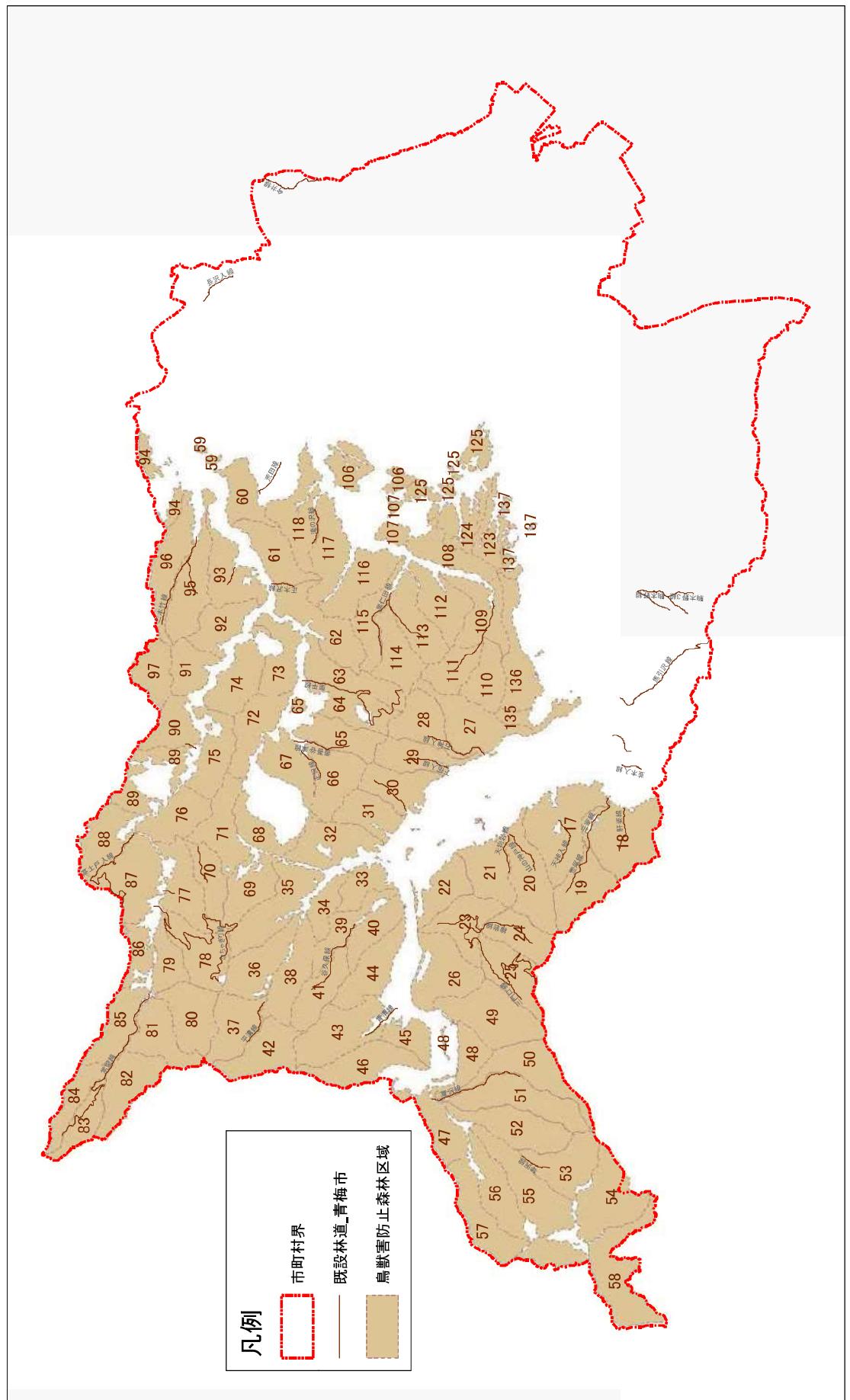
この地図は、国土地理院長の承認（平24年度公第269号）を得て
して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(3)都市基交第1214号)

青梅市森林整備計画概要図 (2)
(鳥獣害防止森林区域)

N

1:50,000

(縮尺はA3判印刷時)



この地図は、国土地理院長の承認（平成24年公第260号）を得てて
作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第124号）
して作成したものである。無断複製を禁ずる。

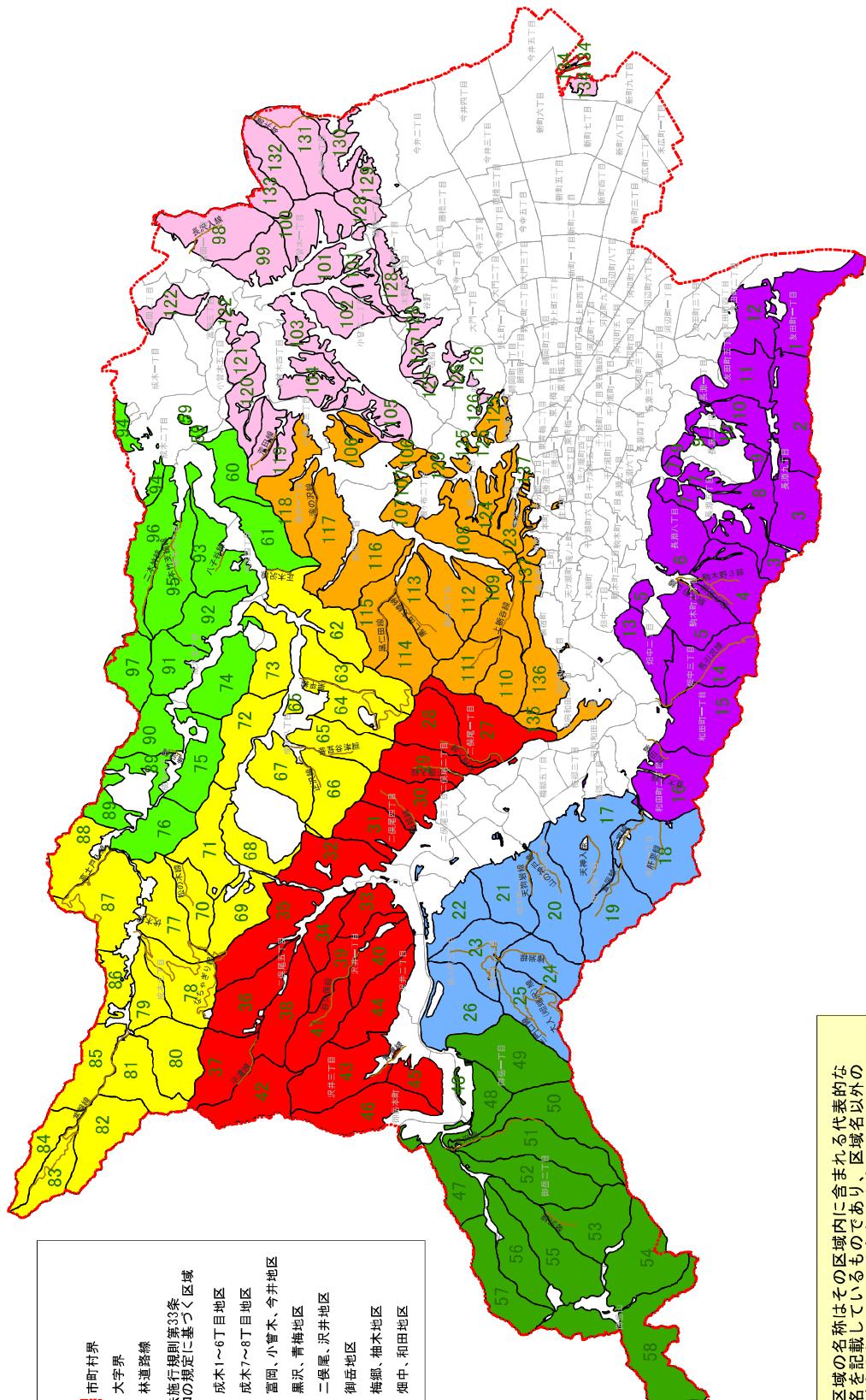
0 1,000 2,000 4,000 メートル

青梅市森林整備計画概要図(3)
 (路線の整備の状況その他の地域の実情から行うことができると認められる区域
 及び木村の搬出を一体として効率的に行うことができる区域)
 —森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域—

N

1:50,000
 (縮尺はA3判印刷時)

凡例	
市町村界	大字界
林道路線	
森林法施行規則第33条 第1号の規定に基づく区域	
成木1~6丁目地区	
成木7~8丁目地区	
富岡、小曾木、今井地区	
黒沢、青梅地区	
二俣尾、沢井地区	
御岳地区	
梅郷、袖木地区	
烟中、和田地区	

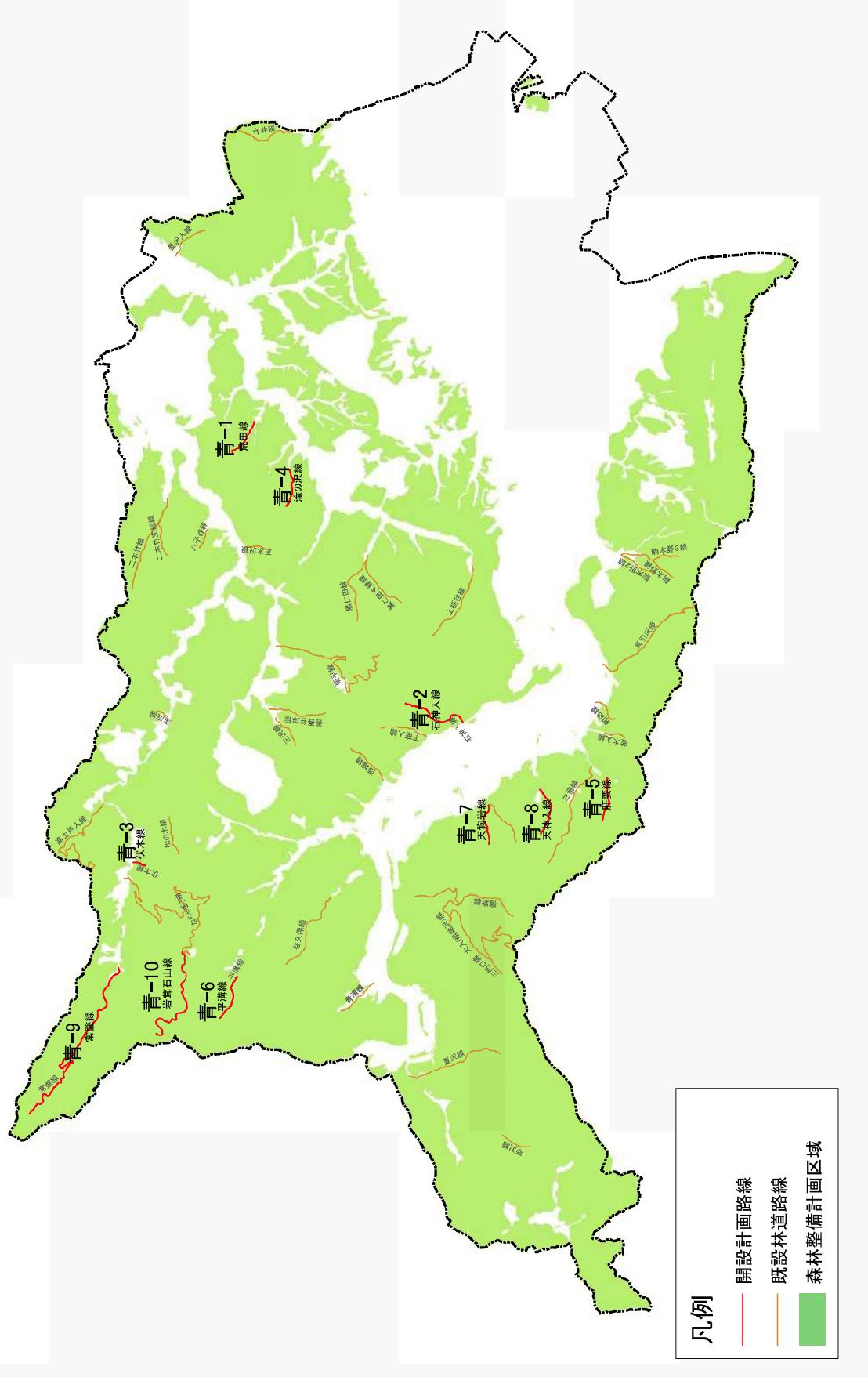


(注) 区域の名称はその区域内に含まれるものであります。
 大字名を記載している区域もあります。

この地図は、国土地理院長の承認(平24聞公第260号)を得て
 して作成したものである。無断複製を禁ずる。

林道計画図_開設_青梅市

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)

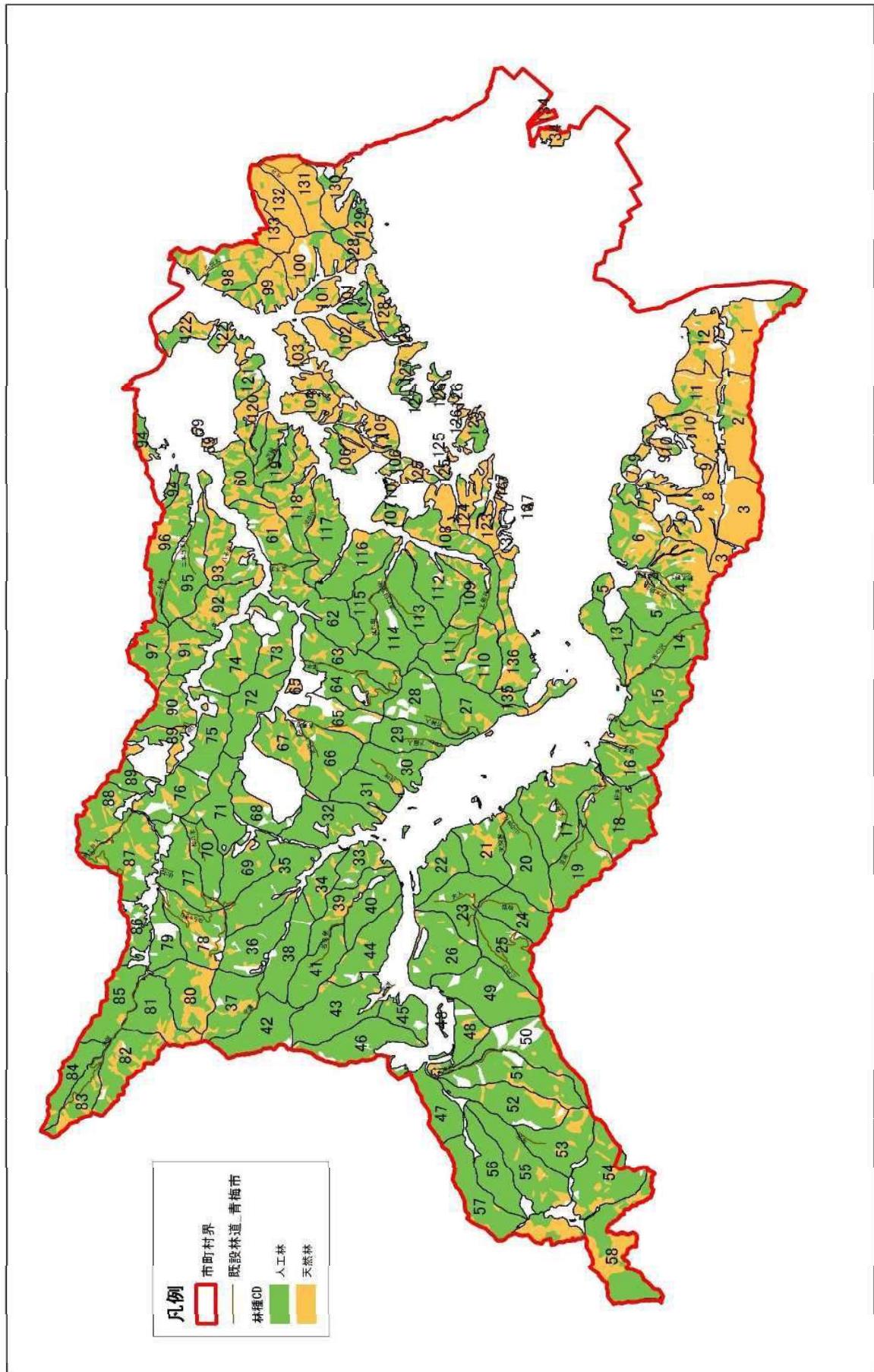


この地図は、国土地理院の承認（平24閏公第269号）を得て、
東京都地図（1:2,500）を複数枚を縫合して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

メートル

青梅市の人工林・天然林分布図

1:50,000

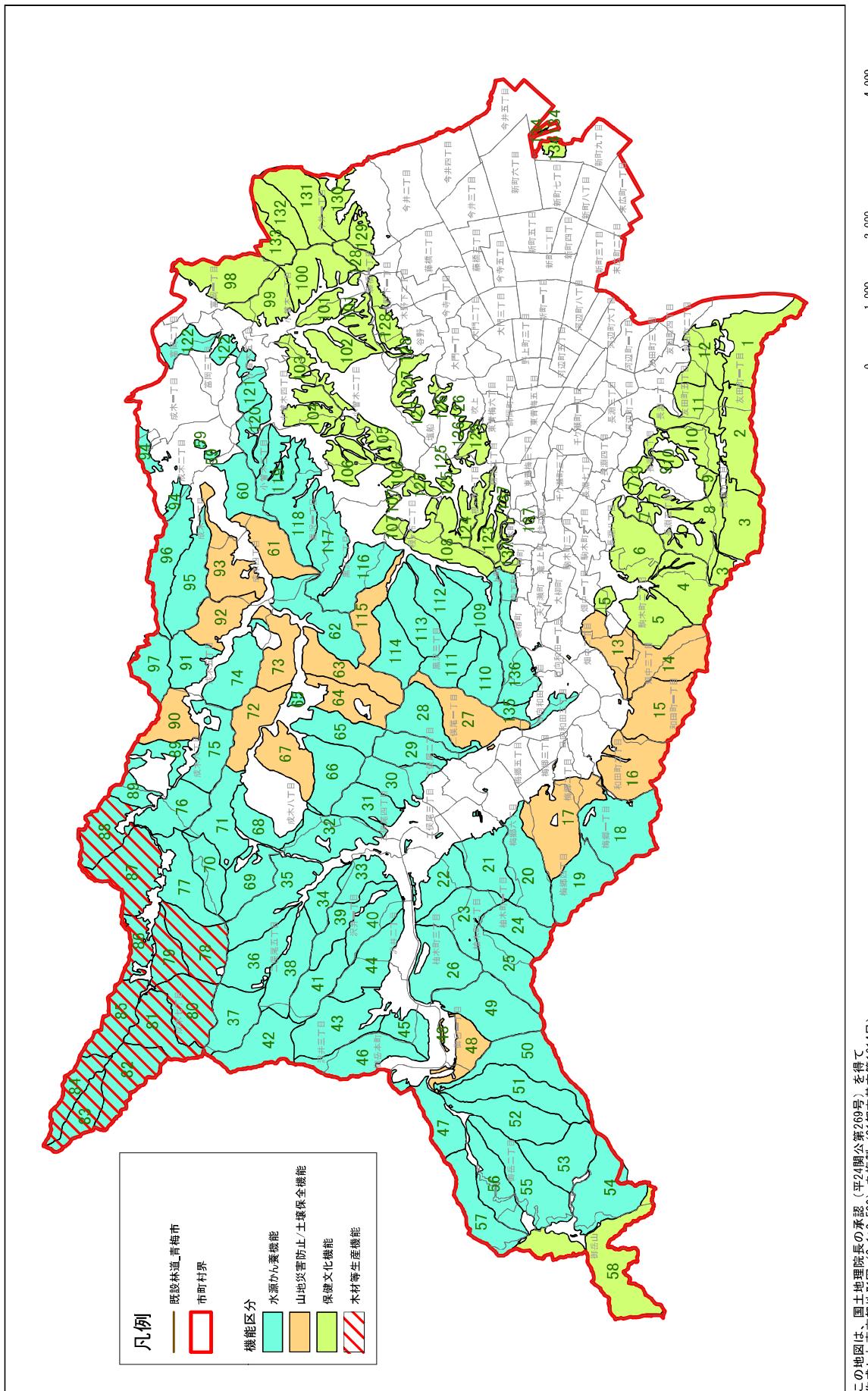


青梅市森林整備計画概要図 (1) (公益的機能別施業森林の区域)

1 : 50,000

(縮尺(はA3半判印刷時)

z

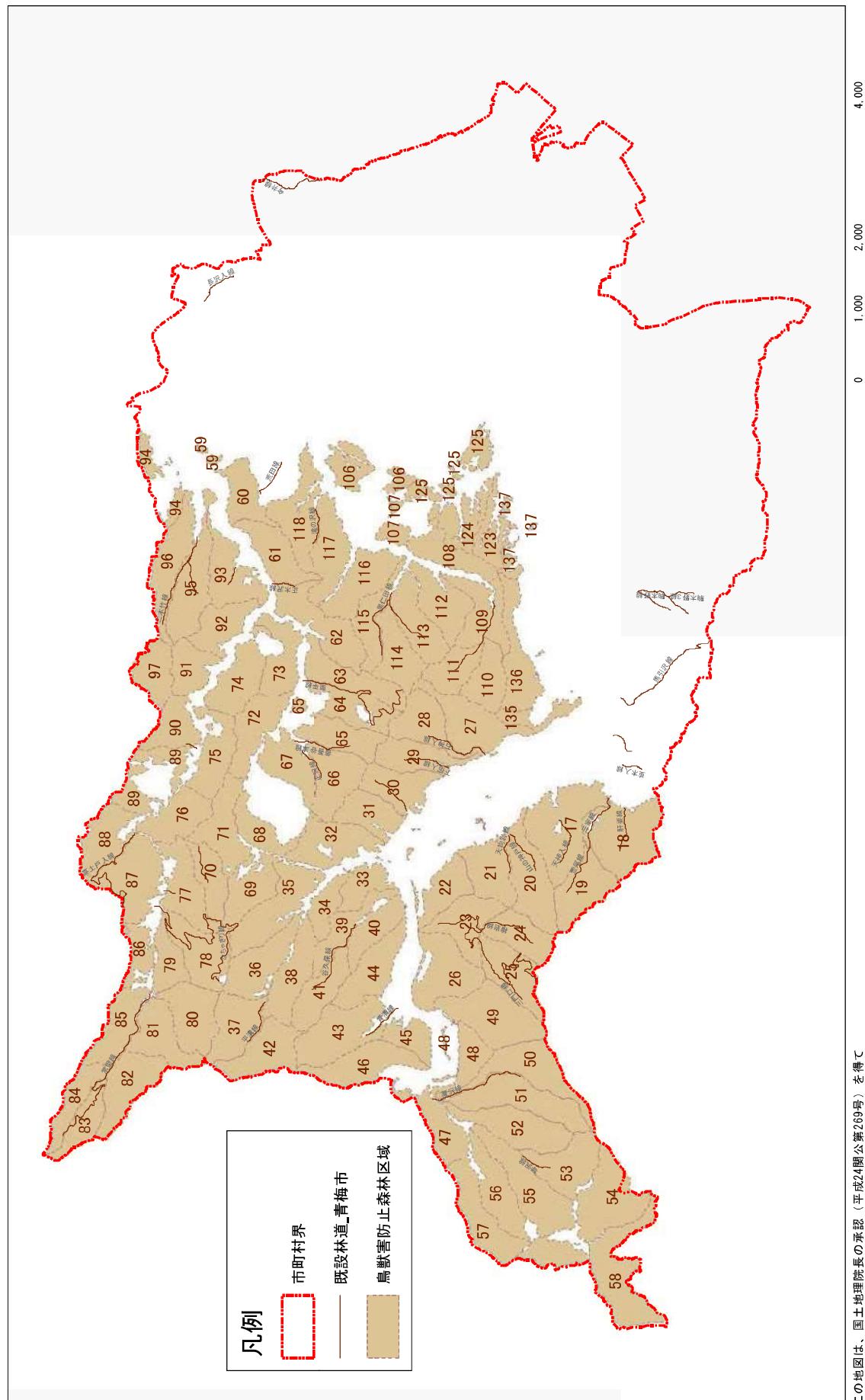


（31都市基交第1214号）を複製する。
（平24開公第269号）を複製する。

青梅市森林整備計画概要図 (2) (鳥獣害防止森林区域)

1 : 50,000

(縮尺はA3半判印刷時)



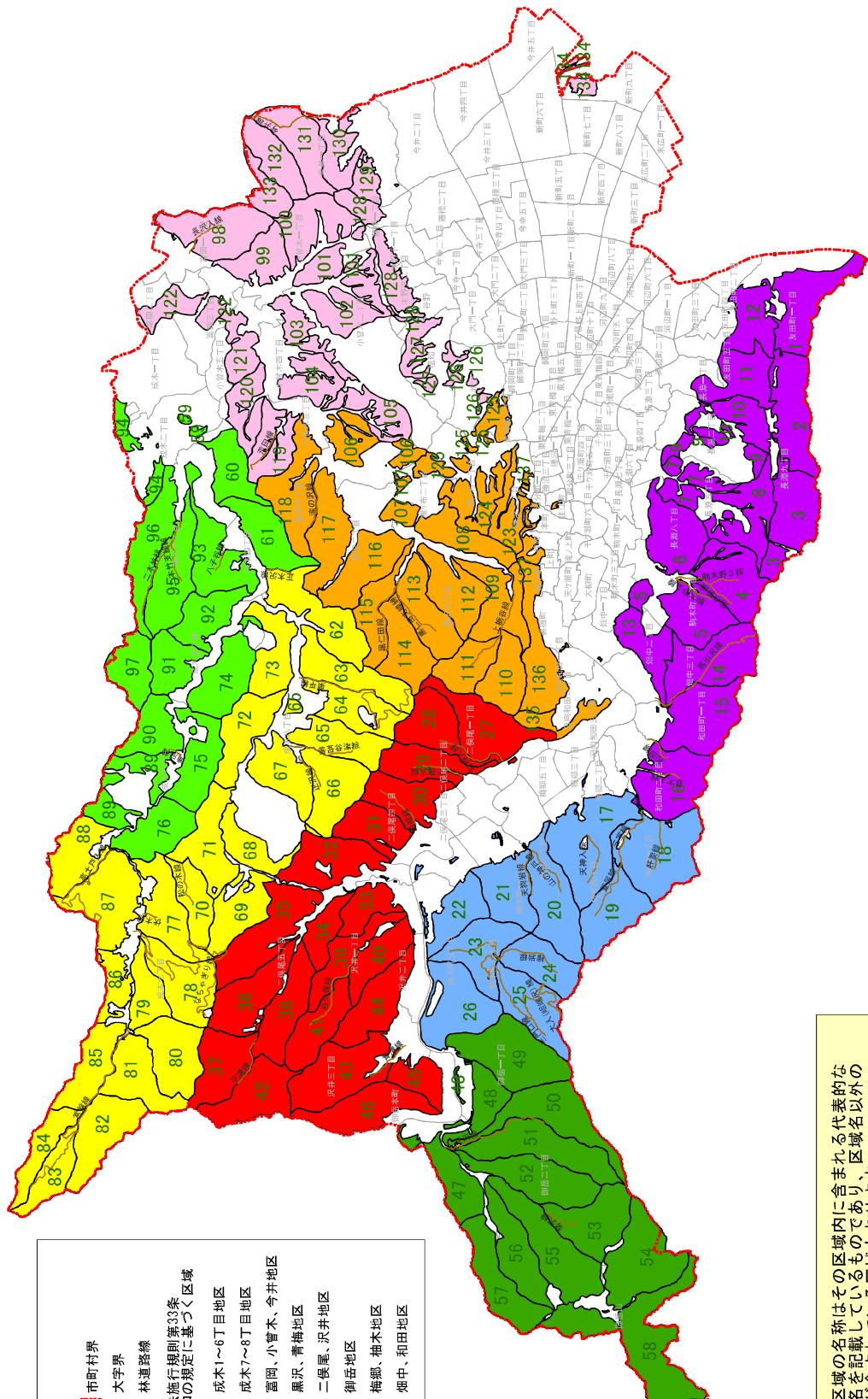
この地図は、国土地理院長の承認（平成24年公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（3都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

青梅市森林整備計画概要図(3)
 (路線の整備の状況その他の地域の実情から行うことができると認められる区域
 及び木村の搬出を一体として効率的に行うことができる区域)
 —森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域—

N

1:50,000
 (縮尺はA3判印刷時)

凡例	
市町村界	大字界
林道路線	
森林法施行規則第33条 第1号の規定に基づく区域	
成木1~6丁目地区	
成木7~8丁目地区	
富岡、小曾木、今井地区	
黒沢、青梅地区	
二俣尾、沢井地区	
御岳地区	
梅郷、袖木地区	
烟中、和田地区	

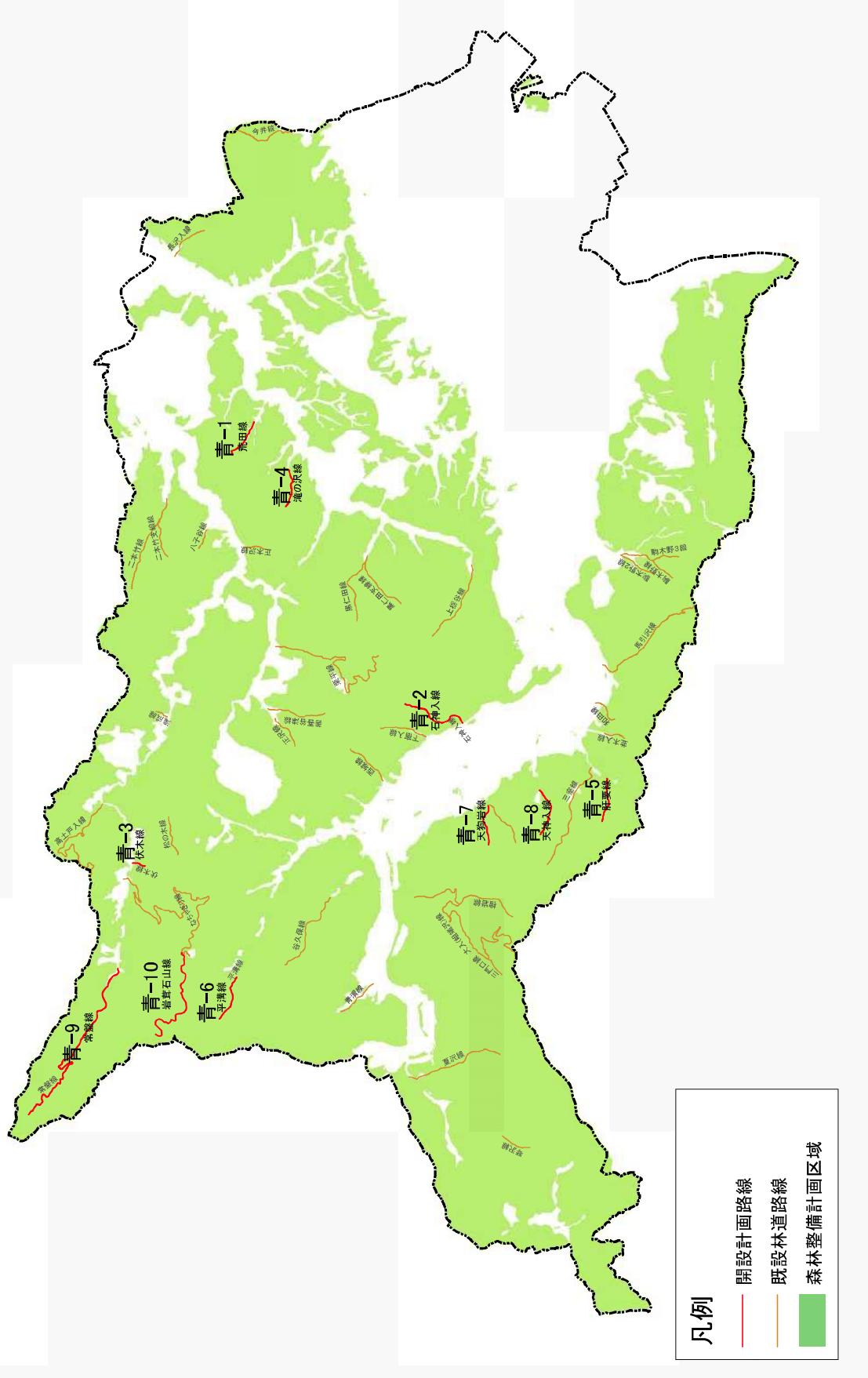


(注) 区域の名称はその区域内に含まれるものであります。
 大字名を記載している区域もあります。

この地図は、国土地理院長の承認(平24聞公第260号)を得て
 して作成したものである。無断複製を禁ずる。

林道計画図_開設_青梅市

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



この地図は、国土地理院の承認（平24閏公第269号）を得て
作成した東京都地図である。無断複製を禁ずる。
して作成したものである。無断複製を禁ずる。

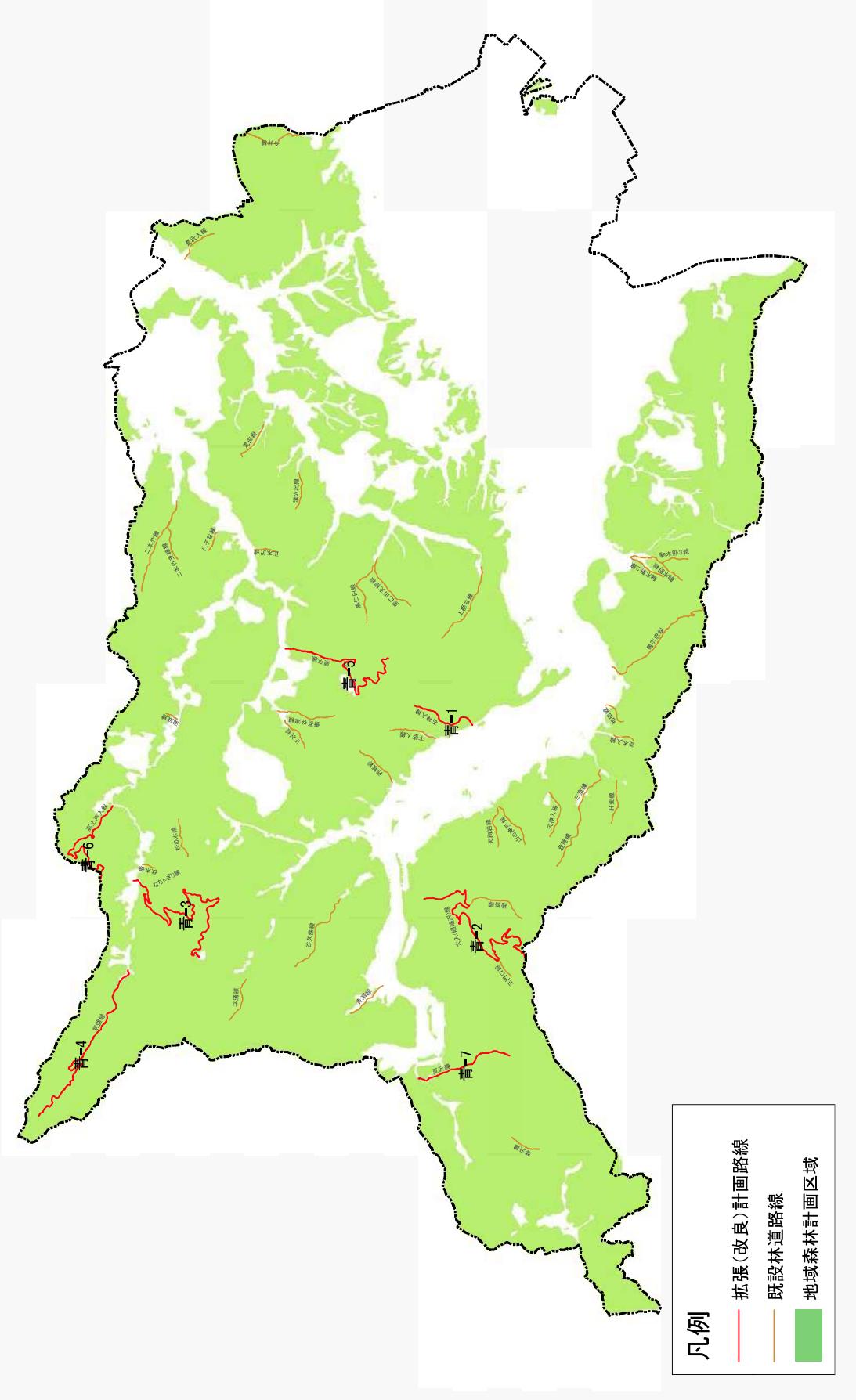
凡例

- 開設計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 メートル

林道計画図_拡張(改良)_青梅市

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 メートル

林道計画図_拡張(舗装)_青梅市

1:50,000
(縮尺はA3判印刷時)



1:50,000

(縮尺はA3判印刷時)

青梅市

